

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等（9月8日～）

1 療養期間

(1) 有症状者

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は、8日目から解除が可能。

(2) 無症状者

検体採取日から7日間を経過した場合は、8日目から解除が可能。ただし、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目から解除が可能。

2 療養期間解除後の対応

有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染リスクが残存している間は、健康状態の確認や感染リスクの高い活動（給食の配膳、体育、部活動等）への参加を控える等の配慮を行う。